

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定 （評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い） 7-16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。 (1) （省略） (2) 包括申告書が提出されていない場合の取扱い 令第 4 条第 3 項の規定により包括申告書を提出することができる場合であるにもかかわらず包括申告書が提出されていない場合（<u>前記 7-9 (3)</u>の規定により提出されていない場合を含む。）において、同条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 10 号若しくは第 11 号に掲げる事項につき個々の納税申告においても申告されておらず、又は正当に申告されていないことが判明したときは、当該個々の納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。 (3) （省略） 第 4 節 関税の納付及び徴収 （納税告知書の納期限の記載） 9 の 3-2 法第 9 条の 3 第 2 項の規定により納税告知書に記載すべき納期限については、次による。 (1) <u>令 7 条の 2 第 1 項第 1 号</u> の規定により輸入の日を納期限とする場合にあっては、納税告知書に納期限を記載するに及ばない。 (2) （省略） （関税の納付の確認） 9 の 4-6 法第 9 条の 4 の規定により関税の納付があった場合におけるそ	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定 （評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い） 7-16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。 (1) （同左） (2) 包括申告書が提出されていない場合の取扱い 令第 4 条第 3 項の規定により包括申告書を提出することができる場合であるにもかかわらず包括申告書が提出されていない場合（<u>前記 7-11 (評価申告書 I の提出を要しない場合)</u>の規定により提出されていない場合を含む。）において、同条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 10 号若しくは第 11 号に掲げる事項につき個々の納税申告においても申告されておらず、又は正当に申告されていないことが判明したときは、当該個々の納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。 (3) （同左） 第 4 節 関税の納付及び徴収 （納税告知書の納期限の記載） 9 の 3-2 法第 9 条の 3 第 2 項の規定により納税告知書に記載すべき納期限については、次による。 (1) <u>令 7 条第 1 項第 1 号《輸入の日を納期限とする場合》</u> の規定により輸入の日を納期限とする場合にあっては、納税告知書に納期限を記載するに及ばない。 (2) （同左） （関税の納付の確認） 9 の 4-6 法第 9 条の 4 の規定により関税の納付があった場合におけるそ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
の納付の確認は、次による。 (1) (省略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (2) (省略) (3) (省略) (他の公課及び債権の意義) 9 の 10－1 <u>法第 9 条の 10 第 1 項</u> いう「他の公課及び債権」とは、公法上の規定により国、地方公共団体その他の公共団体が賦課する各種の税金、手数料等で関税以外のもの及び公課以外の債権で金銭の給付を目的とするものをいう。 (外国貨物についての関税の徴収の順位) 9 の 10－2 外国貨物についての関税は、<u>法第 9 条の 10 第 1 項</u> の規定により、その貨物が保税地域にある場合のほか保税地域以外の場所にある場合においても他の国税、地方税及び債権に先立つて徴収されることになるので、留意する。 また、法第 11 条の規定による滞納処分の対象がその処分に係る関税未納の外国貨物である場合には、<u>法第 9 条の 10 第 2 項</u> 後段の規定により、他の国税に先立つて徴収されることになるので、この場合には、滞納処分は、第一次的にその外国貨物について行うほか、その貨物について既に他の国税につき強制換価手続が行われているときであつても、関税徴収の見込みがあるときには、国税徴収法第 82 条又は第 86 条の手続により関税を徴収する。ただし、滞納者が既に強制換価手続が行われている貨物以外に換価が容易で関税の徴収の見込みのある財産を有しているときは、その財産に対して国税徴収の例による滞納処分を行うことを妨げない。	の納付の確認は、次による。 (1) (同左) (2) <u>上記(1)による納付の確認については、原則として、日本銀行の主要店舗ごとに領収証書に押なつする領収印の印影をあらかじめ徴しておき、必要に応じてこれと納税申告者から提示された領収証書に押なつされた印影との照合を行う。</u> (3) <u>日本銀行の店舗のうち税関で領収印の印影を徴していないものの発行に係る領収証書が納税申告者から提示された場合においては、必要に応じて、随時その店舗に対して電話等による納付事実の確認を行う。</u> (4) (同左) (5) (同左) (他の公課及び債権の意義) 9 の 5－1 <u>法第 9 条の 5 第 1 項《外国貨物についての関税の優先権》</u> いう「他の公課及び債権」とは、公法上の規定により国、地方公共団体その他の公共団体が賦課する各種の税金、手数料等で関税以外のもの及び公課以外の債権で金銭の給付を目的とするものをいう。 (外国貨物についての関税の徴収の順位) 9 の 5－2 外国貨物についての関税は、<u>法第 9 条の 5 第 1 項</u> の規定により、その貨物が保税地域にある場合のほか保税地域以外の場所にある場合においても他の国税、地方税及び債権に先立つて徴収されることになるので、留意する。 また、法第 11 条 <u>《関税の徴収》</u> の規定による滞納処分の対象がその処分に係る関税未納の外国貨物である場合には、<u>法第 9 条の 5 第 2 項 後段《外国貨物について国税徴収の例により徴収する関税の優先権》</u> の規定により、他の国税に先立つて徴収されることになるので、この場合には、滞納処分は、第一次的にその外国貨物について行うほか、その貨物について既に他の国税につき強制換価手続が行われているときであつても、関税徴収の見込みがあるときには、国税徴収法第 82 条 <u>《交付要求の手続》</u> 又は第 86 条 <u>《参加差押の手続》</u> の手続により関税を徴収する。ただし、滞納者が既に強制換価手続が行われている貨物以外に換価が容易で関税の徴収

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税と滞納処分費との関係では、滞納処分費が優先する（国税徴収法第 10 条）。 （外国貨物につき滞納処分が行われる場合の取扱い） <u>9 の 10－3</u> 関税未納の外国貨物について、他の国税についての滞納処分が行われる場合においては、その処分は、原則として保税地域において行わせるものとするが、その処分の執行後における関税の徴収に支障がなく、かつ、その処分の執行上やむを得ない事情があると認められるときは、当該外国貨物について法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による他所蔵置の許可を受けさせ、その保税地域からの搬出を認めて差し支えない。 （関税未納の外国貨物以外の一般財産についての関税の徴収の順位） <u>9 の 10－4</u> （省略） （納税申告がされた貨物についての関税の徴収） <u>9 の 10－5</u> （省略） （同一貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱い） <u>9 の 10－6</u> （省略） （関税の担保の種類） <u>9 の 11－1</u> <u>法第 9 条の 11 第 1 項</u> に規定する関税の担保の種類については、次による。 (1)～(6) （省略） （担保提供の順位） <u>9 の 11－2</u> 担保は、なるべく処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから提供を受けるものとする。 なお、担保は、その担保にかかる関税等が完納されるまでの延滞税 <u>及び</u>	の見込みのある財産を有しているときは、その財産に対して国税徴収の例による滞納処分を行うことを妨げない。 関税と滞納処分費との関係では、滞納処分費が優先する（国税徴収法第 10 条）。 （外国貨物につき滞納処分が行われる場合の取扱い） <u>9 の 5－3</u> 関税未納の外国貨物について、他の国税についての滞納処分が行われる場合においては、その処分は、原則として保税地域において行わせるものとするが、その処分の執行後における関税の徴収に支障がなく、かつ、その処分の執行上やむを得ない事情があると認められるときは、当該外国貨物について法第 30 条第 1 項第 2 号 <u>《許可を受けて保税地域外に置く外国貨物》</u> の規定による他所蔵置の許可を受けさせ、その保税地域からの搬出を認めて差し支えない。 （関税未納の外国貨物以外の一般財産についての関税の徴収の順位） <u>9 の 5－4</u> （同左） （納税申告がされた貨物についての関税の徴収） <u>9 の 5－5</u> （同左） （同一貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱い） <u>9 の 5－6</u> （同左） （関税の担保の種類） <u>9 の 6－1</u> <u>法第 9 条の 6 第 1 項</u> に規定する関税の担保の種類については、次による。 (1)～(6) （同左） （担保提供の順位） <u>9 の 6－2</u> 担保は、なるべく処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから提供を受けるものとする。 なお、担保は、その担保にかかる関税等が完納されるまでの延滞税 <u>および</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
担保の処分に要する費用をも十分に担保できる価額のものでなければならない。 （国債及び地方債の価額） <u>9 の 11－3</u> 法第 9 条の 11 第 1 項 に掲げる担保物のうち、国債及び地方債の価額は、令第 8 条に規定するところによるが、この場合における同条の「債権金額」とは、原則として額面金額又は登録金額をいう。ただし、次に掲げる場合は、当該金額による。 (1)及び(2) （省略） （社債等の担保金額） <u>9 の 11－4</u> （省略） （据置担保） <u>9 の 11－5</u> （省略） （据置担保の提供があった場合の整理） <u>9 の 11－7</u> 前記 <u>9 の 11－5</u> により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。 (1) 提供された担保が、前記 <u>9 の 11－1</u> の(1)に規定する国債及び地方債であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託書の正本（当該国債が登録されているときは、登録済通知書）の番号、供託又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。 (2) 提供された据置担保が、前記 <u>9 の 11－1</u> の(5)に規定する保証人の保証であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、保証の限度額、保証期間、保証人の住所又は居所及び氏名又は名称、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。 (3) 提供された据置担保が、前記 <u>9 の 11－1</u> の(6)に規定する金銭であるときは、備付けの担保管理簿に、供託書の正本の番号、供託年月日、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託金額、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。	<u>び</u> 担保の処分に要する費用をも十分に担保できる価額のものでなければならない。 （国債及び地方債の価額） <u>9 の 6－3</u> 法第 9 条の 6 第 1 項 に掲げる担保物のうち、国債及び地方債の価額は、令第 8 条 <u>《担保として提供した国債等の価額》</u> に規定するところによるが、この場合における同条の「債権金額」とは、原則として額面金額又は登録金額をいう。ただし、次に掲げる場合は、当該金額による。 (1)及び(2) （同左） （社債等の担保金額） <u>9 の 6－4</u> （同左） （据置担保） <u>9 の 6－5</u> （同左） （据置担保の提供があった場合の整理） <u>9 の 6－7</u> 前記 <u>9 の 6－5</u> により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。 (1) 提供された担保が、前記 <u>9 の 6－1</u> の(1)に規定する国債及び地方債であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託書の正本（当該国債が登録されているときは、登録済通知書）の番号、供託又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。 (2) 提供された据置担保が、前記 <u>9 の 6－1</u> の(5)に規定する保証人の保証であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、保証の限度額、保証期間、保証人の住所又は居所及び氏名又は名称、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。 (3) 提供された据置担保が、前記 <u>9 の 6－1</u> の(6)に規定する金銭であるときは、備付けの担保管理簿に、供託書の正本の番号、供託年月日、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託金額、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(4) 提供された担保が、<u>法第 9 条の 11</u>において準用する<u>国税通則法第 50 条第 3 号から第 5 号までに掲げる</u>担保である場合は、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、登記又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、担保物件の所在地及び納期限延長通知番号等を記入し、管理する。 (5) （省略） （担保の変更手続） <u>9 の 11－8</u> 令第 8 条の 3 第 3 項の規定により、担保物又は保証人を変更する場合の手続は、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 担保物又は保証人の変更を承認したときは、担保変更承認書（申請書の交付用）を交付し、前記 <u>9 の 11－6</u>（担保の提供等）に規定する取扱いにより、変更後の担保を提供させる。 （担保の追加提供） <u>9 の 11－9</u> （省略） (1) 担保を追加して提供しようとする者がある場合には、前記 <u>9 の 11－8</u> の(1)及び(3)に規定する取扱いに準じて処理する。 (2) （省略） （担保の解除手続） <u>9 の 11－10</u> （省略） 第 5 節 その他 （徴収権の消滅時効に関する民法の規定の準用の効果等） 14 の 2－2 法第 14 条の 2 第 3 項による民法の規定の準用の効果等は、次のとおりである。 (1) 関税の徴収権の時効については、法第 14 条の 2 第 1 項及び第 2 項に別段の定めがあるものを除き、民法の規定が準用される結果、関税についての請求、差押え、仮差押え、仮処分又は債務の承認があつた場合に	(4) 提供された担保が、<u>前記 9 の 6－6 の(1)のロの</u>担保である場合は、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、登記又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、担保物件の所在地及び納期限延長通知番号等を記入し、管理する。 (5) （同左） （担保の変更手続） <u>9 の 6－8</u> 令第 8 条の 3 第 3 項 <u>《担保物又は保証人の変更》</u>の規定により、担保物又は保証人を変更する場合の手続は、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 担保物又は保証人の変更を承認したときは、担保変更承認書（申請書の交付用）を交付し、前記 <u>9 の 6－6</u>（担保の提供等）に規定する取扱いにより、変更後の担保を提供させる。 （担保の追加提供） <u>9 の 6－9</u> （同左） (1) 担保を追加して提供しようとする者がある場合には、前記 <u>9 の 6－8</u> の(1)及び(3)に規定する取扱いに準じて処理する。 (2) （同左） （担保の解除手続） <u>9 の 6－10</u> （同左） 第 5 節 その他 （徴収権の消滅時効に関する民法の規定の準用の効果等） 14 の 2－2 法第 14 条の 2 第 3 項 <u>《徴収権の消滅時効に関する民法の規定の準用》</u>による民法の規定の準用の効果等は、次のとおりである。 (1) 関税の徴収権の時効については、法第 14 条の 2 第 1 項及び第 2 項 <u>《徴収権の消滅時効》</u>に別段の定めがあるものを除き、民法の規定が準用される結果、関税についての請求、差押え、仮差押え、仮処分又は債務の

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は、民法第 147 条の規定により時効 <u>完成猶予又は更新</u> の効力が認められ、また、関税についての時効の完成時に事故があつたためその <u>完成猶予</u> 措置がとれなかつた場合には、民法第 158 条以下の規定によりそれぞれ時効 <u>の完成猶予</u> の効力が認められる。 (2) 関税についての請求には、民法第 147 条に規定する裁判上の請求 及び 破産手続参加 <u>並びに同法第 150 条</u> に規定する催告（輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知、納付しよう等を含む。）が含まれ、関税についての承認には、納税義務者が法定納期限後に修正申告、関税の一部納付、納税の猶予の申請等その債務を承認する行為をした場合のほか、黙示による承認をした場合も含むので、留意する。ただし、催告はその後 6 月以内に裁判上の請求、差押え等の措置をとらなければ <u>完成猶予</u> の効力を生じない <u>（同法第 150 条）</u> ので、留意する。 （還付請求権の消滅時効に関する国税通則法の規定等の準用の効果） 14 の 3 - 2 法第 14 条の 3 第 2 項の規定による国税通則法第 72 条第 2 項及び法第 14 条の 2 第 3 項の規定の準用の効果は、次のとおりである。 (1) （省略） (2) 関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求権の時効については、法第 14 条の 2 第 3 項の規定の準用がある結果、関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求については、民法第 147 条等の規定により時効の <u>完成猶予又は更新</u> の効力が認められる。この場合において、関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求権者に対する払戻し又は還付の通知、払戻し又は還付金の一部の充当通知等は、<u>法第 152 条第 1 項</u> に規定する承認に該当するので、留意する。 第 6 章 通関 第 3 節 一般輸入通関 （コンテナ貨物の検査）	承認があつた場合には、民法第 147 条 <u>《時効の中断事由》</u> の規定により時効 <u>中断</u> の効力が認められ、また、関税についての時効の完成時に事故があつたためその <u>中断</u> 措置がとれなかつた場合には、民法第 158 条 <u>《無能力者に対する時効停止》</u> 以下の規定によりそれぞれ時効 <u>停止</u> の効力が認められる。 (2) 関税についての請求には、民法第 149 条《裁判上の請求》に規定する裁判上の請求 <u>のほか、同法第 152 条《破産手続参加》に規定する</u> 破産手続参加 <u>及び同法第 153 条《催告》</u> に規定する催告（輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知、納付しよう等を含む。）が含まれ、関税についての承認には、納税義務者が法定納期限後に修正申告、関税の一部納付、納税の猶予の申請等その債務を承認する行為をした場合のほか、黙示による承認をした場合も含むので、留意する。ただし、催告はその後 6 月以内に裁判上の請求、差押え等の措置をとらなければ <u>時効中断</u> の効力を生じない <u>（同法第 153 条）</u> ので、留意する。 （還付請求権の消滅時効に関する国税通則法の規定等の準用の効果） 14 の 3 - 2 法第 14 条の 3 第 2 項 <u>《国税通則法の規定等の準用》</u> の規定による国税通則法第 72 条第 2 項 <u>《消滅時効の絶対的効力》</u> 及び法第 14 条の 2 第 3 項の規定の準用の効果は、次のとおりである。 (1) （同左） (2) 関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求権の時効については、法第 14 条の 2 第 3 項の規定の準用がある結果、関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求については、民法第 147 条 <u>《時効の中断事由》</u> 等の規定により時効の <u>中断又は停止</u> の効力が認められる。この場合において、関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求権者に対する払戻し又は還付の通知、払戻し又は還付金の一部の充当通知等は、<u>同条第 3 号《承認》</u> に規定する承認に該当するので、留意する。 第 6 章 通関 第 3 節 一般輸入通関 （コンテナ貨物の検査）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
67-3-12 コンテナに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コンテナ貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全量取出検査の 3 種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定検査については、前記 67-3-10 の(1)及び(2)に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。 なお、輸入貨物をコンテナに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆる「コンテナ扱い」）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各関においてこれを行うこととして差し支えない。 また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。 イ～ハ （省略） (1)～(5) （省略） (6) 港頭地区検査、<u>取卸し</u>場所検査いずれの場合においても、税関職員の立会いなしに貨物の取卸しを行ったことが判明し、又は、検査の結果、法令に違背する行為を発見した場合等には、必要に応じ、申告書の補正・是正又は修・更正等所要の措置（事後のコンテナ扱いの停止を含む。）を講ずるものとする。 (7) （省略）	67-3-12 コンテナに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コンテナ貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全量取出検査の 3 種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定検査については、前記 67-3-10 の(1)及び(2)に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。 なお、輸入貨物をコンテナに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆる「コンテナ扱い」）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各関においてこれを行うこととして差し支えない。 また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。 イ～ハ （同左） (1)～(5) （同左） (6) 港頭地区検査、<u>取却し</u>場所検査いずれの場合においても、税関職員の立会いなしに貨物の取卸しを行ったことが判明し、又は、検査の結果、法令に違背する行為を発見した場合等には、必要に応じ、申告書の補正・是正又は修・更正等所要の措置（事後のコンテナ扱いの停止を含む。）を講ずるものとする。 (7) （同左）

[計算例]

(品名)	(CIF価格)	(関税率)	(関税相当額)	(消費税率)	(消費税額)	(地方消費税率)	(地方消費税額)
① E	534,795 円	14%	7.8%	(標準税率対象物品)		22/78	

534,000 円 × 0.14 = 74,760 円 (端数処理前)
74,700 円 (端数処理後)

↓ (消費税課税標準額) ↓

609,495 円 → 609,000 円 × 0.078

47,502 円 (端数処理前)
47,500 円 (端数処理後)
(地方消費税課税標準額)

$$47,500 \text{ 円} \times 22 \div 78 \leq = 13,397 \text{ 円 (円位未満切り捨て)}$$

②	F	126,258 円	14%	6.24% (軽減税率対象物品)
---	---	-----------	-----	------------------

$$126,000 \text{ 円} \times 0.14 = 17,640 \text{ 円 (端数処理前)}$$

$$17,600 \text{ 円 (端数処理後)}$$

$$143,858 \text{ 円} \longrightarrow 143,000 \text{ 円} \times 0.0624$$

8,923 円 (円位未満切り捨て)(端数処理前)
8,900 円 (端数処理後)
(地方消費税課税標準額) _____

$$8,900 \text{ 円} \times 22 \div 78 \leq = 2,510 \text{ 円 (円位未満切り捨て)}$$

(消費税額) 56,400 円 ← 56,425 円 ←

(地方消費税額) 15,900 円 ← 15,907 円 ←

(納付する消費税及び地方消費税額) 72,300 円